

令和7年度 島原手延そうめん PR 動画等制作事業業務委託仕様書

1 事業名

令和7年度 島原手延そうめん PR 動画等制作事業業務委託

2 事業の目的

本事業は、南島原市の特産品である「島原手延そうめん」について、その魅力や特長を広く消費者へ伝えることで、認知度向上を図り、消費拡大に繋げることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

4 業務内容

以下の（１）～（３）及びその他本業務遂行にあたって必要な業務一式

（１）PR 動画制作業務

- ア 映像時間 （ア）15 秒（ショートバージョン）×1 本
 （イ）60 秒程度（ロングバージョン）×1 本
- イ 制作媒体 XD-CAM 15 本（15 秒のみ）

（２）ポスター制作業務

- ア 制作数量 500 枚
- イ サイズ A1 サイズ（高さ 841mm×幅 594mm）
- ウ 用 紙 コート紙（135kg）
- エ 彩 色 フルカラー（耐光性インク使用）

（３）その他

本事業の目的を達成するために必要な業務

5 成果品の提出

（１）事業内容について、以下により成果品として提出するものとする。

- ①業務完了報告書
- ②画像・デザインデータ等を格納した電子媒体
- ③広告等制作物一式

※提出できるものに限る。

(2) 納入先

〒859-2211 南島原市西有家町里坊 96 番地 2

南島原市 地域振興部 商工観光課

6 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、受託者は、専属の担当者を置き、担当者は、委託者と密に協議を行い、本事業を実施すること。
- (2) 受託者は本事業の実施にあたっては、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で実施すること。
- (3) 受託者は、本事業の進捗について、委託者に対して定期的に報告すること。
- (4) 受託者は、本事業を通じて知り得た個人情報や業務情報等の第三者への漏えい並びに資料及びデータの紛失・盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、別紙「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (5) 本事業の実施に関し、受託者が委託者から受領した資料等は、委託者の了解を得ずに公表又は使用することはできない。
- (6) 受託者は、本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利を含む）については、成果品を納入し検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。
また、受託者は、本事業の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー、肖像権、パブリシティ権又はその他権利を侵害しないこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、本事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。